2　事務局長は、この条約において別に規定する任務のほか、次の任務を有する。

(a)　全ての署名国又は加入国に対して次の事項を通報すること。

(i)　新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びそれらが行われた日

(ii)　この条約の効力発生の日

(iii)　この条約の廃棄書の寄託、その受領の日及びその廃棄が効力を生ずる日

(b)　この条約が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、その条約文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付すること。

第二十二条　用語

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

二千四年二月十三日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

附属書　船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための規則

A節　一般規定

A－一規則　定義

この附属書の適用上、

1　「検査基準日」とは、証書の有効期間の満了の日に対応する各年の日をいう。

2　「バラスト水容積」とは、バラスト水の運搬、積載又は排出に用いられる船舶内の全てのタンク、場所又は区画（バラスト水の運搬ができるように設計された多目的タンク、場所又は区画を含む。）の総容積をいう。

3　「会社」とは、船舶の所有者又は船舶の管理者若しくは裸傭船者のような他の団体若しくは個人であって、船舶の所有者から船舶の運航についての責任を負い、かつ、当該責任を負うに際し国際安全管理コード（ＩＳＭコード）(注1)によって課される全ての任務及び責任を負うことに同意したものをいう。

注1　機関が決議A七四一(18)において採択したＩＳＭコード（改正を含む。）を参照すること。

4　「建造された」とは、船舶について、次のいずれかの建造段階にあるものをいう。

4.1　キールが据え付けられた段階

4.2　特定の船舶に係るものと特定することのできる建造が開始されたこと。

4.3　全ての建造材料の少なくとも五十トン又は全ての建造材料の見積質量の少なくとも一パーセントのうちいずれか少ないものによって船舶の組立てが開始されたこと。

4.4　主要な改造が行われている段階

5　「主要な改造」とは、船舶の次のいずれかの改造をいう。

5.1　バラスト水の積載容量の十五パーセント以上を変更する改造

5.2　船舶の種類を変更する改造

5.3　その目的が船舶の耐用年数を十年以上延長する計画であるものと主管庁が認める改造

5.4　バラスト水システムに変更をもたらす改造（構成部品の交換を除く。）。この附属書の適用上、D－一規則の規定に適合するための船舶の改造は、主要な改造とはみなさない。

6　「最も近い陸地から」とは、国際法に従って設定された領海の幅を測定するための基線からをいう。ただし、この条約の適用上、オーストラリアの北東海岸の沖合における「最も近い陸地から」とは、オーストラリアの海岸における南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点まで、そこから南緯十度東経百四十二度の点まで、そこから南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点まで、そこから南緯九度東経百四十四度三十分の点まで、そこから南緯十度四十一分東経百四十五度の点まで、そこから南緯十三度東経百四十五度の点まで、そこから南緯十五度東経百四十六度の点まで、そこから南緯十七度三十分東経百四十七度の点まで、そこから南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点まで、そこから南緯二十四度三十分東経百五十四度の点まで、そこからオーストラリアの海岸における南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点まで引いた線からをいう。

7　「活性物質」とは、有害な水生生物及び病原体に対して一般的な又は特定の作用を有する物質又は生物（ウイルス又は菌類を含む。）をいう。

A－二規則　一般的な適用

別段の明文の規定がある場合を除くほか、バラスト水の排出は、この附属書の規定に基づくバラスト水管理によってのみ実施するものとする。

A－三規則　適用除外

B－三規則の要件又は条約第二条3及びこの附属書C節の規定により締約国が採用した措置は、次の事項については、適用しない。

1　緊急の場合の船舶の安全を確保し、又は海上において人命を救助するために必要なバラスト水及び沈殿物の取入れ又は排出

2　船舶又はその設備の損傷に起因するバラスト水及び沈殿物の排出又は浸入。ただし、次のことを条件とする。

2.1　損傷の発生又は損傷若しくは排出の発見の前後に、排出を防止し、又は最小にするため、全ての合理的な予防措置がとられていること。

2.2　船舶の所有者、会社又は担当職員が、故意又は無謀に損傷を引き起こさなかったこと。

3　船舶による汚染事件を回避し、又は最小にするためのバラスト水及び沈殿物の取入れ及び排出

4　同一のバラスト水及び沈殿物の公海上の取入れ及びその後の排出

5　バラスト水及び沈殿物の全部を取り入れた場所と同じ場所における船舶からのバラスト水及び沈殿物の排出。ただし、他の水域からの管理されていないバラスト水及び沈殿物と混合していないことを条件とする。その混合が発生した場合には、他の水域で取り入れられたバラスト水については、この附属書に基づくバラスト水管理に従う。

A－四規則　免除

1　締約国は、自国の管轄の下にある水域内において、条約において別に規定する免除のほか、B－三規則又はC－一規則を適用するための要件を免除することを認めることができる。ただし、次の条件を満たす場合に限る。

1.1　免除が、特定の港若しくは場所の間を航海中の船舶又は特定の港若しくは場所の間のみを運航する船舶に対して認められること。

1.2　免除が、中間的な見直しを条件として、五年以内の期間有効であること。

1.3　免除が、1.1に規定する港又は場所の間以外のバラスト水又は沈殿物を混合していない船舶に対して認められること。

1.4　免除が、機関が作成する危険性の評価に関する指針に基づいて認められること。

2　1の規定によって認められる免除が、機関に通報され、関連情報が締約国に対して回章に付されるまで、当該免除の効力は生じない。

3　この規則の規定に基づいて認められた免除は、近隣の国又は他国の環境、人の健康、財産若しくは資源を害し、又はこれらに対して損害を与えてはならない。悪影響を受けるおそれがあると当該免除を認める締約国が判断する全ての国は、特定された懸念を解消するために協議を受ける。

4　この規則の規定に基づき認められた免除は、バラスト水記録簿に記録するものとする。